



栃木県公報

令和5(2023)年
11月21日(火)
第457号

目次

告示

○土壤汚染対策法による要措置区域の指定の解除	861
○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除	861
○共同施行等の土地改良事業施行の認可	862
○耕地整理組合の組合長臨時代表者の指定	862

公告

○農地を利用する権利の設定の裁定	862
○患畜の届出	863

告示

栃木県告示第422号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和5年栃木県告示第221号により指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の全部について当該指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年11月21日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定を解除する区域
矢板市扇町二丁目1519番23の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

栃木県告示第423号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和5年栃木県告示第222号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の全部について当該指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年11月21日

栃木県知事 福田 富一

- I
- 1 指定を解除する区域
矢板市扇町二丁目1519番23の一部
 - 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
シアン化合物
 - 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

II

- 指定を解除する区域
矢板市扇町二丁目1519番23及び1519番140の各一部
- 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

(環境保全課)

栃木県告示第424号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の事業主体の土地改良事業の施行を認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

令和5(2023)年11月21日

栃木県知事 福田 富一

事業主体名	事業名	認可年月日
中谷土地改良事業 共同施行体	中谷地区土地改良（農業用排水施設）事業共同施行	令和5(2023)年11月3日

栃木県告示第425号

土地改良法施行法（昭和24年法律第196号）第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治42年法律第30号）第73条第4項の規定に基づき、次の者を芳賀郡市羽村大字赤羽耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第5項の規定により告示する。

令和5(2023)年11月21日

栃木県知事 福田 富一

住所 芳賀郡市貝町大字赤羽2708番地
氏名 入野 正明

(農地整備課)

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5(2023)年11月21日

栃木県知事 福田 富一

- 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
宇都宮市御田長島町字本郷前235番	田	1,418.00

- 利用権の内容等

農地の区分	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
宇都宮市御田長島町字本郷前235番	利用権	令和6(2024)年1月1日	5年	56,720円

- 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人 栃木県農業振興公社 理事長 青柳 俊明

栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番13号

4 利用権を設定すべき農地の所有者等の情報

農地の区分	所有者等の情報
宇都宮市御田長島町字本郷前235番	篠原 重男

5 補償金の支払の方法

農地を利用する始期までに宇都宮地方法務局本局に補償金を供託する。

(農政課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年11月21日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須町	令和5(2023)年11月10日	法令殺

(畜産振興課)